

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、デトネーションエンジン等を追加する等所要の規定の整備を行うこと。
(別表第一及び別表第三の三関係)

第二 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行するものとする。ただし、附則第三項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

第三 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。 (附則第二項関係)

第四 元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴う所要の整理を行うこと。

(附則第三項関係)